

別表の1の項中「、辰野町及び箕輪町」を「、軽井沢町、辰野町、箕輪町、南箕輪村及び松川町」に改め、同表の7の項の次に次のように加える。

7の2 母子保健法（昭和40年法律第141号）の規定に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1) 第18条の規定による低体重児の届出の受理 (2) 第19条第1項の規定による訪問指導	駒ヶ根市、安曇野市及び立科町
--	----------------

別表の28の項の次に次のように加える。

28の2 工場立地法（昭和34年法律第24号。以下この項において「法」という。）及び工場立地の調査等に関する法律の一部を改正する法律（昭和48年法律第108号。以下この項において「改正法」という。）の規定に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1) 法第6条第1項の規定による新設の届出の受理 (2) 法第7条第1項の規定による変更の届出の受理 (3) 法第8条第1項の規定による製品等の変更の届出の受理 (4) 法第9条第1項の規定による勧告 (5) 法第9条第2項の規定による勧告 (6) 法第10条第1項の規定による変更命令 (7) 法第11条第2項の規定による期間の短縮 (8) 法第12条の規定による氏名等の変更の届出の受理 (9) 法第13条第3項の規定による承継の届出の受理 (10) 改正法附則第3条第1項の規定による変更の届出の受理	岡谷市
--	-----

附 則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

行政改革課

旅館業法施行条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成22年3月18日

長野県知事 村 井 仁

長野県条例第11号

旅館業法施行条例の一部を改正する条例

旅館業法施行条例（昭和32年長野県条例第50号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号に次のように加える。

- キ ろ過器を設置して浴槽水（浴槽内の湯水をいう。以下同じ。）を循環させる場合にあつては、次に掲げる基準に適合すること。
- (7) ろ過器の1時間当たりのろ過能力は、当該ろ過器を使用する浴槽の容量以上であること。
- (4) ろ過器は、逆洗浄その他の適切な方法でろ過器内のご

み、汚泥等を排出することができる構造であること。

(ウ) ろ過器の前に集毛器が設けられていること。

(イ) 浴槽における原湯（浴槽の湯水を再利用せずに浴槽に直接注入される温水をいう。以下同じ。）及び原水（原湯の原料に用いる水及び浴槽水の温度を調整する目的で浴槽水を再利用せずに浴槽に直接注入される水をいう。以下同じ。）の注入口は、循環配管（湯水を浴槽とろ過器との間で循環させるための配管をいう。以下同じ。）に接続せず、浴槽水面上部から浴槽に落とし込む構造であること。

(オ) 循環してろ過された湯水が浴槽の底部に近い部分から補給される構造であること。

(カ) 浴槽水がろ過器内に入る直前に浴槽水の消毒に用いる薬剤の注入口又は投入口が設けられていること。

ク 回収槽（浴槽からあふれた湯水を貯留する槽をいう。以下同じ。）を設置する場合にあつては、回収槽内の湯水を浴用に供する構造になつてないこと。ただし、回収槽の位置又は構造が内部の清掃を容易に行えるものとなつているとともに、レジオネラ属菌が繁殖しないように回収槽内の湯水を消毒することができる設備が備えられている場合は、この限りでない。

ケ 打たせ湯又はシャワーを設置する場合にあつては、原湯又は原水のみを用いる構造であること。

コ 浴槽に気泡発生装置、ジェット噴射装置その他微小な水粒を発生させる装置（以下「気泡発生装置等」という。）を備える場合にあつては、空気取入口から土ぼこりが入らない構造であること。

サ 屋外に浴槽を設置する場合にあつては、その浴槽水が配管等を通じて屋内の浴槽の浴槽水に混入しない構造であること。

第8条第1項中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 浴室は、次に掲げる基準に適合すること。ただし、客室に設置され、宿泊者が浴槽水を入れ換えることのできる浴室については、ア（浴槽水に係る部分に限る。）、ウからキまで、ケ及びコは適用しない。

ア 水道水（水道法（昭和32年法律第177号）第3条第9項に規定する給水装置により供給される水をいう。）以外の水を使用した原湯、原水、上り用湯（洗い場及びシャワーに備え付けられた湯栓から供給される温水をいう。）及び上り用水（洗い場及びシャワーに備え付けられた水栓から供給される水をいう。）並びに浴槽水は、次に掲げるところにより規則で定める基準に適合するよう水質を管理すること。

(7) 規則で定めるところにより水質検査を行い、その結果を記録し、これを当該水質検査の日から3年間保存すること。

(4) (7)の規定による水質検査の結果、レジオネラ属菌について規則で定める基準に適合していないときは、遅滞なくその旨を知事に届け出ること。

イ 定期的に貯湯槽（原湯を貯留する槽をいう。）の生物膜（微生物の増殖等により形成される膜をいう。）の状況を監視し、その除去を行うための清掃及び消毒を行うこと。

ウ 浴槽は、毎日1回以上（ろ過器を使用する浴槽にあつては、毎週1回以上）完全に浴槽水を入れ換え、清掃すること。

エ 浴槽水は、塩素系薬剤を使用して消毒し、浴槽水中の遊離

残留塩素濃度について頻繁に測定を行い1リットル中0.2ミリグラム以上0.4ミリグラム以下に保つように管理するとともに、当該測定の結果を記録し、これを当該測定の日から3年間保存すること。ただし、原湯若しくは原水の性質その他の条件により塩素系薬剤が使用できない場合、原湯若しくは原水の水素イオン濃度が高くこの基準を適用することが不適切な場合又は塩素系薬剤以外の消毒方法を使用する場合であつてレジオネラ属菌が繁殖しないよう適切な衛生措置を行うものと知事が認めたときは、この限りでない。

オ ろ過器は、毎週1回以上、逆洗浄する等適切な方法によりごみ、汚泥等を排出するとともに、循環配管と併せて適切な方法で消毒すること。

カ 集毛器は、毎日清掃すること。

キ 消毒装置の維持管理を適切に行うこと。

ク 調整箱（洗い場の湯栓又はシャワーへ送る湯水の温度を調整するために設ける設備をいう。）は、定期的に清掃し、及び消毒すること。

ケ 回収槽内の湯水を浴用に供しないこと。ただし、回収槽内を頻繁に清掃し、及び消毒し、かつ、レジオネラ属菌が繁殖しないように湯水を塩素系薬剤等で消毒する場合は、この限りでない。

コ 気泡発生装置等は、連日使用している浴槽水を使用しないこと。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成22年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現に旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項の規定により許可を受けて旅館業を営んでいる者がその際その営業の用に供している施設又は同項の許可を申請している者の当該申請に係る施設の構造設備でこの条例による改正後の旅館業法施行条例第2条第2号キからサまで（この条例による改正後の同条例第3条第2項及び第4条第2項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定に適合しないものについては、当該構造設備を変更するまでの間、当該構造設備に係る規定は適用しない。

(知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正)

3 知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成11年長野県条例第46号）の一部を次のように改正する。

別表中13の項を削り、14の項を13の項とし、15の項を14の項とし、同項の次に次のように加える。

15 旅館業法施行条例（昭和32年長野県条例第50号）第8条第1項第8号のアの(1)の規定による基準に適合していない場合の届出の受理	長野市
--	-----

食品・生活衛生課

公衆浴場の設置場所の配置及び衛生等の措置の基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成22年3月18日

長野県知事 村井 仁

長野県条例第12号

公衆浴場の設置場所の配置及び衛生等の措置の基準に関する条例の一部を改正する条例

公衆浴場の設置場所の配置及び衛生等の措置の基準に関する条例（昭和41年長野県条例第49号）の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

(定義)

第2条 この条例において「普通公衆浴場」とは、同時に多数人を入れ浴させる公衆浴場であって、その利用の目的及び形態が地域住民の日常生活において保健衛生上必要な施設として利用されるものをいう。

第3条第1項中「による」を「第2条第1項に規定する」に、「本条」を「この条」に改め、「知事が」を削り、「と認めたとき」を「ものとして規則で定める場合」に改め、同条第2項中「特殊公衆浴場」を「普通公衆浴場以外の公衆浴場（次条において「その他の公衆浴場」という。）」に改める。

第4条を次のように改める。

(衛生等の措置の基準)

第4条 普通公衆浴場並びにその他の公衆浴場のうち次項及び第3項に規定するもの以外のものの衛生等の措置の基準は、別表第1のとおりとする。

2 その他の公衆浴場のうち入浴設備を有する個室を設け、当該個室において異性の客に接触する役務を提供するものの衛生等の措置の基準は、別表第2のとおりとする。

3 その他の公衆浴場のうち前項に規定するもの以外のもので、その主たる入浴設備が蒸気、熱気、砂その他湯水以外のもの（別表第3において「蒸気等」という。）によるものであるものの衛生等の措置の基準は、別表第3のとおりとする。

4 第1項及び前項の規定にかかわらず、公衆衛生上及び風紀上支障がないものとして規則で定める場合は、普通公衆浴場並びに第1項及び前項に規定するその他の公衆浴場の営業者は、当該基準によらないことができる。

別表を次のように改める。

(別表第1) (第4条関係)

1 構造設備

(1) 入浴施設内の換気、採光及び照明を十分に行なうことができる構造又は設備を有すること。

(2) 入浴者の衣類、下足その他携帯品を各人ごとに保管することができる設備を設けること。

(3) 脱衣室、浴室及び屋外の浴槽は、男女を区別し、その境界には隔壁を設けて、相互に、かつ、外部から見通すことのできない構造であること。

(4) 浴室には、通常の入浴者数に応じた十分な数の湯栓及び水栓を設けること。

(5) 浴室には、通常の入浴者数に応じた十分な数の洗いおけ及び腰掛けを備えること。

(6) 洗い場及びその排水溝は、汚水を滞留させない構造であること。

(7) ろ過器を設置して浴槽水（浴槽内の湯水をいう。以下同じ。）を循環させる場合にあっては、次に掲げる基準に適合すること。

ア ろ過器の1時間当たりのろ過能力は、当該ろ過器を使用する浴槽の容量以上であること。

- イ ろ過器は、逆洗浄その他の適切な方法でろ過器内のごみ、汚泥等を排出することができる構造であること。
- ウ ろ過器の前に集毛器を設けること。
- エ 浴槽における原湯（浴槽水を再利用せずに浴槽に直接注入される温水をいう。以下同じ。）及び原水（原湯の原料に用いる水及び浴槽水の温度を調整する目的で浴槽水を再利用せずに浴槽に直接注入される水をいう。以下同じ。）の注入口は、循環配管（湯水を浴槽とろ過器との間で循環させるための配管をいう。以下同じ。）に接続せず、浴槽水面上部から浴槽に落とし込む構造であること。
- オ 循環してろ過された湯水が浴槽の底部に近い部分から補給される構造であること。
- カ 浴槽水の消毒に用いる薬剤の注入口又は投入口は、浴槽水がろ過器内に入る直前に設けること。
- (8) 回収槽（浴槽からあふれた湯水を貯留する槽をいう。以下同じ。）を設置する場合にあっては、回収槽内の湯水を浴用に供する構造にならないこと。ただし、回収槽の位置又は構造が内部の清掃を容易に行えるものとなっているとともに、レジオネラ属菌が繁殖しないように回収槽内の湯水を消毒することができる設備が備えられている場合は、この限りでない。
- (9) 打たせ湯又はシャワーを設置する場合にあっては、原湯又は原水のみを用いる構造であること。
- (10) 浴槽に気泡発生装置、ジェット噴射装置その他微小な水粒を発生させる装置（以下「気泡発生装置等」という。）を備える場合にあっては、空気取入口から土ぼこりが入らない構造であること。
- (11) 屋外に浴槽を設置する場合にあっては、その浴槽水が配管等を通じて屋内の浴槽の浴槽水に混入しない構造であること。
- (12) 浴槽には、入浴者の見やすい場所に温度計を備えること。
- (13) 脱衣室又は浴室の入浴者の利用しやすい場所に飲料水を供給する設備を設けること。
- (14) 入浴者用便所は、男女それぞれの脱衣室等入浴者の利用しやすい場所にそれぞれ設け、流水式手洗い設備を備えること。
- 2 衛生管理等
- (1) 下足場、脱衣室、浴室、便所、廊下、休憩室、洗いおけ、腰掛けその他入浴者が直接利用する施設及び設備は、毎日1回以上清掃し、常に清潔を保つこと。
- (2) 脱衣室及び便所は、毎月1回以上消毒すること。
- (3) 脱衣室、浴室その他入浴者が直接利用する場所は、換気を十分に行うこと。
- (4) 下足場、脱衣室、浴室、便所、廊下、休憩室その他入浴者が直接利用する場所は、十分な照度を保つこと。
- (5) 水道水（水道法（昭和32年法律第177号）第3条第9項に規定する給水装置により供給される水をいう。以下同じ。）以外の水を使用した原湯、原水、上り用湯（洗い場及びシャワーに備え付けられた湯栓から供給される温水をいう。）及び上り用水（洗い場及びシャワーに備え付けられた水栓から供給される水をいう。）並びに浴槽水は、次に掲げるところにより規則で定める基準に適合するよう水質を管理すること。
- ア 規則で定めるところにより水質検査を行い、その結果を記録し、これを当該水質検査の日から3年間保存すること。
- イ アの規定による水質検査の結果、レジオネラ属菌について

- て規則で定める基準に適合していないときは、遅滞なくその旨を知事に届け出ること。
- (6) 定期的に貯湯槽（原湯を貯留する槽をいう。）の生物膜（微生物の増殖等により形成される膜をいう。）の状況を監視し、その除去を行うための清掃及び消毒を行うこと。
- (7) 浴槽は、原湯又は十分にろ過した湯水を供給することにより、常に満水に保つこと。
- (8) 浴槽は、毎日1回以上（ろ過器を使用する浴槽にあっては、毎週1回以上）完全に浴槽水を入れ換え、清掃すること。
- (9) 浴槽水は、営業時間中常に適温に保つこと。
- (10) 浴槽水は、塩素系薬剤を使用して消毒し、浴槽水中の遊離残留塩素濃度について頻繁に測定を行い1リットル中0.2ミリグラム以上0.4ミリグラム以下に保つように管理するとともに、当該測定の結果を記録し、これを当該測定の日から3年間保存すること。ただし、原湯若しくは原水の性質その他の条件により塩素系薬剤が使用できない場合、原湯若しくは原水の水素イオン濃度が高くこの基準を適用することが不適切な場合又は塩素系薬剤以外の消毒方法を使用する場合であってレジオネラ属菌が繁殖しないよう適切な衛生措置を行うものと知事が認めたときは、この限りでない。
- (11) ろ過器は、毎週1回以上、逆洗浄する等適切な方法によりごみ、汚泥等を排出するとともに、循環配管と併せて適切な方法で消毒すること。
- (12) 集毛器は、毎日清掃すること。
- (13) 消毒装置の維持管理を適切に行うこと。
- (14) 調整箱（洗い場の湯栓又はシャワーへ送る湯水の温度を調整するために設ける設備をいう。）は、定期的に清掃し、及び消毒すること。
- (15) 回収槽内の湯水を浴用に供しないこと。ただし、回収槽内を頻繁に清掃し、及び消毒し、かつ、レジオネラ属菌が繁殖しないように湯水を塩素系薬剤等で消毒する場合は、この限りでない。
- (16) 気泡発生装置等は、連日使用している浴槽水を使用しないこと。
- (17) 飲料水を供給する設備には、飲用に適する旨を表示すること。
- (18) 飲料水に井戸水等水道水以外の水を使用する場合は、飲用に適するものを用いること。
- (19) 10歳以上の男女の混浴をさせないこと。
- (20) 浴槽内へのタオル類の持込み及び浴室内での洗濯をさせないこと。
- (21) 大声又は騒音を発する等他の入浴者に迷惑を及ぼす行為をさせないこと。
- (22) 入浴者にタオル類、くし又はヘアブラシを貸与する場合は、新しいもの又は消毒したものとし、かみそりを貸与する場合は、新しいものとすること。
- (23) 善良の風俗を害するおそれのある文書、広告、絵画、写真、装飾品等の物品を掲げ、又は備えないこと。
- (別表第2) (第4条関係)
- 1 構造設備
- (1) 個室内には、適當な脱衣場所及び入浴者の衣類その他携帯品を保管することができる設備を設けること。
- (2) 個室の有効面積は、おおむね8.25平方メートル以上とする

こと。

- (3) 個室の出入口は、幅0.9メートル以上、高さ1.8メートル以上とし、出入口の扉等は、適当な位置に内部を見通すことのできる窓を設け、かぎを付けないこと。
- (4) 個室内の照明は、一つのスイッチで全部を点滅できる装置とすること。
- (5) 待合室は、適當な広さのものを設けること。
- (6) 入浴者用便所は、入浴者の用に供する個室がある階ごとに、男女を区別して設け、流水式手洗い設備を備えること。
- (7) 別表第1の1の(1)、(6)及び(13)に掲げる基準に適合すること。

2 衛生管理等

- (1) 浴槽は、使用の都度完全に浴槽水を入れ換え、清掃すること。
- (2) 個室内には、入浴に必要でないものを置かないこと。
- (3) 出入口の扉等に設置した窓からの個室の内部の見通しを妨げないこと。
- (4) 従業員に、風紀を乱すおそれのある服装及び行為をさせないこと。
- (5) 別表第1の2の(1)から(4)まで、(5)（浴槽水に係る部分を除く。）、(6)、(14)、(17)、(18)、(22)及び(23)に掲げる基準に適合すること。

（別表第3）（第4条関係）

1 構造設備

- (1) 浴室内には、浴槽又は湯及び水が出るシャワーを設けること。
- (2) 蒸気等の温度を明示するための温度計を入浴者の見やすい場所に設けること。
- (3) 別表第1の1の(1)から(3)まで、(6)から(11)まで、(13)及び(14)に掲げる基準に適合すること。

2 衛生管理等

- 別表第1の2の(1)から(6)まで、(8)及び(10)から(23)までに掲げる基準に適合すること。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成22年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際、現に公衆浴場法（昭和23年法律第139号）第2条第1項の規定により許可を受けて浴場業を営んでいる者がその際その営業の用に供している公衆浴場又は同項の許可を申請している者でこの条例の施行の日以後に当該申請に係る許可を受けたものの当該許可に係る公衆浴場の構造設備でこの条例による改正後の公衆浴場の設置場所の配置及び衛生等の措置の基準に関する条例（以下この項において「新条例」という。）別表第1の1の(7)から(11)まで及び別表第3の1の(3)（新条例別表第1の1の(7)から(11)までに係る部分に限る。）の規定に適合しないものについては、当該構造設備を変更するまでの間、当該構造設備に係る規定は適用しない。

（知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正）

3 知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成11年長野県条例第46号）の一部を次のように改正する。

別表の16の項の前に次のように加える。

15の2 公衆浴場の設置場所の配置及び衛生等の措置の基準に関する条例（昭和41年長野県条例第49号）の規定に基づく事務のうち、次に掲げるもの	長野市
(1) 別表第1の2の(5)のイの規定による基準に適合していない場合の届出の受理	
(2) 別表第2の2の(5)の規定によりその基準に適合することとされる別表第1の2の(5)（浴槽水に係る部分を除く。）の規定による基準に適合していない場合の届出の受理	
(3) 別表第3の2の規定によりその基準に適合することとされる別表第1の2の(5)の規定による基準に適合していない場合の届出の受理	

食品・生活衛生課

特別会計設置条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成22年3月18日

長野県知事 村井 仁

長野県条例第13号

特別会計設置条例の一部を改正する条例

特別会計設置条例（昭和39年長野県条例第10号）の一部を次のように改正する。

別表の長野県市町村振興資金貸付金特別会計の項の次に次のように加える。

地方独立行政法人長野県立病院機構が実施する施設整備等のための貸付資金の合理的な管理運営を図る。	1 貸付金返還金 2 貸付金利子収入 3 一般会計からの繰入金 4 県債 5 その他諸収入	1 貸付金 2 事務費 3 一般会計への繰出金 4 県債元利償還金
---	---	--

附 則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

病院事業局

長野県中小企業振興審議会条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成22年3月18日

長野県知事 村井 仁

長野県条例第14号

長野県中小企業振興審議会条例の一部を改正する条例

長野県中小企業振興審議会条例（昭和31年長野県条例第65号）の一部を次のように改正する。

第6条第3項中「委員」の次に「及び専門委員」を加え、同條第9条とする。

第5条の次に次の3条を加える。

(会議)

- 第6条 会議は、会長が招集し、会長が議長となる。
- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

(専門委員)

第7条 審議会に、専門の事項を調査するため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、商工業者等のうちから知事が任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査を終了したときは、解任されるものとする。

(部会)

第8条 審議会に、部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、部会に属する委員が互選する。
- 4 部会長は、部会の事務を掌理する。
- 5 第5条第3項及び第6条の規定は、部会長及び部会について準用する。この場合において、「会長」とあるのは「部会長」と、「審議会」とあるのは「部会」と読み替えるものとする。

第9条の次に次の1条を加える。

(補則)

第10条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(特別職の職員等の給与に関する条例の一部改正)

- 2 特別職の職員等の給与に関する条例（昭和27年長野県条例第10号）の一部を次のように改正する。

別表第3の2中「|中小企業振興審議会の委員|」を「|中小企業振興審議会の委員及び専門委員|」に改める。

産業政策課

長野県営総合射撃場条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成22年3月18日

長野県知事 村井 仁

長野県条例第15号

長野県営総合射撃場条例の一部を改正する条例

長野県営総合射撃場条例（昭和50年長野県条例第8号）の一部を次のように改正する。

第11条第1号中「火曜日、金曜日」を「月曜日、火曜日」に改める。

附 則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

森林づくり推進課野生鳥獣対策室

政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成22年3月18日

長野県知事 村井 仁

長野県条例第16号

政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例

政務調査費の交付に関する条例（平成13年長野県条例第25号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「平成21年4月1日から平成22年3月31日」を「平成22年4月1日から平成23年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

総務課

長野県議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成22年3月18日

長野県知事 村井 仁

長野県条例第17号

長野県議会委員会条例の一部を改正する条例

長野県議会委員会条例（昭和35年長野県条例第12号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号を次のように改める。

- (2) 健康福祉委員会 10人

健康福祉部に関する事項

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の長野県議会委員会条例の規定に基づいて設置されている社会衛生委員会の委員長、副委員長及び委員は、この条例による改正後の長野県議会委員会条例の規定に基づいて設置された健康福祉委員会の委員長、副委員長及び委員に選任されたものとみなす。

議事課

高等学校設置条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成22年3月18日

長野県知事 村井 仁

長野県条例第18号

高等学校設置条例の一部を改正する条例

高等学校設置条例（昭和39年長野県条例第64号）の一部を次のように改正する。

別表の長野県中野実業高等学校の項及び長野県木曾高等学校の項を削る。

附 則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

高校教育課

長野県地方警察職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成22年3月18日

長野県知事 村井 仁

長野県条例第19号

長野県地方警察職員定数条例の一部を改正する条例

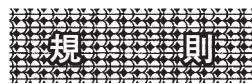
長野県地方警察職員定数条例（昭和29年長野県条例第29号）の一部を次のように改正する。

第2条中「250人」を「251人」に、「979人」を「982人」に、「1,012人」を「1,014人」に、「1,042人」を「1,044人」に、「3,851人」を「3,859人」に改める。

附 則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

警務課



長野県組織規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成22年3月18日

長野県知事 村井 仁

長野県規則第6号

長野県組織規則の一部を改正する規則

長野県組織規則（昭和44年長野県規則第16号）の一部を次のように改正する。

第28条第7号中「及び中小企業調停審議会」を削る。

第81条の3第2項中第9号を削り、第10号を第9号とする。

第81条の7第2項中第7号を削り、第8号を第7号とする。

第88条、第95条第2項及び第106条中「東筑摩郡波田町」を「松本市」に改める。

別表第7の長野県松本児童相談所の項中

「東筑摩郡波田町」を「松本市」に改める。

別表第32の2の保健所運営協議会の項及び長野県中小企業調停審議会の項を削る。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第88条、第95条第2項及び第106条の改正規定並びに別表第7の改正規定は、平成22年3月31日から施行する。

(事務処理規則の一部改正)

2 事務処理規則（昭和39年長野県規則第5号）の一部を次のように改正する。

別表第9の5の(1)を削り、同(2)を同(1)とし、同(3)から(10)までを同(2)から(9)までとする。

行政改革課

長野県立総合リハビリテーションセンター管理規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成22年3月18日

長野県知事 村井 仁

長野県規則第7号

長野県立総合リハビリテーションセンター管理規則の一部を改正する規則

長野県立総合リハビリテーションセンター管理規則（昭和49年長野県規則第39号）の一部を次のように改正する。

第16条中「医科診療報酬点数表」の次に「(次条において「医科点数表」という。)」を加える。

第17条の表の死体処置料の項を次のように改める。

死体処置料	1体について 医科点数表に準じて算定して得た額の2分の1に相当する額
-------	------------------------------------

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

障害福祉課

屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成22年3月18日

長野県知事 村井 仁

長野県規則第8号

屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則

屋外広告物条例施行規則（平成6年長野県規則第25号）の一部を次のように改正する。

別表第2の一般国道158号の項を削る。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成22年3月31日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日前に表示し、又は設置された屋外広告物条例（平成5年長野県条例第23号）第2条第1項に規定する広告物等に係るこの規則による改正後の屋外広告物条例施行規則第4条第2項に規定する地域については、同規則別表第2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

建築指導課

長野県議会会議規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成22年3月18日

長野県議会議長 寺島義幸

長野県議会規則第1号

長野県議会会議規則の一部を改正する規則

長野県議会会議規則（昭和35年長野県議会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第134条中「速記法」の次に「その他議長が適当と認める方法」を加える。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

議事課